

平成30年度第2回浦添市立学校適正規模等審議会 【議事録】

日時 平成30年9月19日(水)

午後3時～午後4時38分

場所 浦添市役所 7階702会議室

【出席委員】 玉城きみ子 又吉 繁 川根金栄 柴 二三夫 名護清和

荻堂盛嗣 垣花 拓 石川 睦 儀保博信 川畑政和 山城淳二

【欠席委員】 吉野 淳

○玉城会長 皆様、こんにちは。本日はお忙しいところを御出席いただきましてまことにありがとうございます。本日は第2回目の審議会となっております。座って進めさせていただきます。

進行につきましては会次第に沿って進めてまいります。本日の審議会は午後5時ごろの終了をめどに進行していきたいと思っておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

1. 浦添市立学校適正規模等審議会の開会(成立宣言)及び議事録署名人の選出

○玉城会長 それでは会次第1. 審議会成立の宣言を行います。浦添市立学校適正規模等審議会第6条第2項、審議会は委員の半数が出席しなければ会議を開くことができないとありますが、本日は、全委員12人中11人が出席しておりますので、本日の審議会の成立を宣言いたします。

続きまして、議事録署名人の選出を行います。事務局より提案がありまして、輪番表を作成しております。各委員の輪番にて行いたいという御提案がございますが、異議はございませんか。大丈夫でしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○玉城会長 ありがとうございます。

では、輪番表により、今回の議事録署名人は柴 二三夫委員と名護清和委員を選出したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○玉城会長 よろしくお願いたします。

なお、第1回目の審議会議事録におきましては、議事録署名人の確認、了承をいただい

ております。また、議事録においては、浦添市ホームページにて公表されていますので、あわせて御報告いたします。

次に、配付資料を確認をお願いします。

それでは、まず会次第、それから諮問書写し、以上となりますが、御確認のほどお願いいたします。大丈夫ですか。

議事に入る前に、今回の審議会につきまして傍聴を希望する方がいらっしゃいます。

本審議会は、浦添市附属機関の会議の公開に関する指針に基づき、原則公開となっております。よって、傍聴人の入場を認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○玉城会長 それでは、傍聴人の入場を認めます。

(傍聴人 入室)

○玉城会長 傍聴人の方は配付いたしました本審議会の傍聴要領の遵守事項を厳守するようにお願いいたします。

また、本日貸し出しております資料につきましては、ペン等でのメモの記入等はお控えください。本審議会が終了しましたら速やかに返却をお願いいたします。

2. 前回の確認及び質疑応答

○玉城会長 それでは早速ですが、会を進行してまいります。会次第2でございますが、前回御説明いただきました平成29年度当山小学校過大規模解消に関する基礎調査業務委託及びその2についての内容確認及び質疑応答を行いたいと思いますが、御質問や何かお気づきの点がございましたら挙手をさせていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

前回の説明等に対してのお気づきの点でもよろしいですのでお願いいたします。

○ J 委員 その2の補足資料の92ページです。下の2行なんですけど、補足事項の2の一番下のほうです。牧港補給地区に小学校の開校だけを検討するということがあるのですが、中学校は何も検討していないということなんですか。

○玉城会長 その件について事務局のほうから。

○ J 委員 といいますのは、私は神森中学校、仲西中学校に勤務経験があり、いずれも1,000人近い子どもたちをやって、やはりそのころから難しい課題が非常に多いんです。地域からも聞き取りしていただきたいんですが、キンザーにもし小学校ができるのであれば、そこには中学校もできる話かなと個人的には思ったものですから、それが無いもので

すから、現在でも両校、那覇地区内では大きいです。仲西中学校も今はまだ950人を超えているのかな。神森中学校もそうだし、神森中学校の校区は、トヨタ、FM沖縄近くからも普通学していましたので、距離的とか、いろいろなものを考えると、この中には小学校だけ適正規模ではなくて、中学校も考えていく必要があるんじゃないかなと思いましたものからです。

○玉城会長　ほかに関連して質問はございますか。

なければ事務局のほうからお願いいたします。

○施設課(宮城課長)　教育部施設課の宮城です。よろしく申し上げます。では、座って回答させていただきます。

ただいまの御質問なんですけれども、ここでは小学校という御指摘で、中学校についてはという御質問ですが、今回、審議、諮問につきましては、あくまでも当山小学校の過大規模校ということで小学校に限定した調査業務になっていますので、おっしゃるように、中学校も確かに小学校に準じてそのまま進学等も考えられますので、その辺については十分推移を見ながら必要に応じて小学校と同じように進めていく必要があるかと思いますが、今回の調査業務自体は中学校ではなくて、小学校ということで特定して進めていますので、その辺は御理解をお願いしたいと思います。

○玉城会長　よろしいでしょうか。

○ J 委員　はい。

○玉城会長　ほかに御意見がございましたら、御質問または確認事項でもよろしいです。前回、いろいろ丁寧に説明していただきましたので、また持ち帰って、それぞれ各委員の皆さん、再度ごらんになったのではないかと思います。小さなことでも構いませんのでお願いいたします。

E 委員、よろしく申し上げます。

○ E 委員　評価表のレーダーチャートなんですけれども、事業費についての項目がないんですけれども、ありますか。

○施設課(宮城課長)　何ページでしょうか。

○ E 委員　26ページにもありますが、項目の項立てとして事業費がないんですけれども、事業費については評価をしなくていいのか。事業費、つまり予算について考えなくても、結局、どんなに高くてもどんなに安くても問題はないのか。

○玉城会長　では、ほかに事業費についての御質問はございませんか。よろしいですか。

それでは、事務局からよろしくお願いたします。

○施設課(宮城課長) ただいまの事業費についての御質問ですけれども、今回、調査業務の1の進め方につきましては、まず学校用地が2haあるというもの、さらに住宅等の建物が極力ないところをまず洗い出しまして7カ所を選んでおります。その7カ所から絞り込み5カ所、さらには3カ所といたしまして、結果的には3カ所についての特筆事項ということで、ただいまの御質問の事業費、こちらの調査報告書の55ページをごらんください。

上の候補地①、②、③ということで絞り出された3カ所の事業費について算出を行っているところです。

以上でよろしいでしょうか。

○玉城会長 よろしいでしょうか。

○ E 委員 ですから、その予算に対しての評価はないということでしょうか。

○玉城会長 予算に対しての★印の数とかですか。

○ E 委員 はい。

○玉城会長 評価、その件につきましては。

○施設課(宮城課長) まず着眼点としまして、学校用地自体が2haで、これまでの実績、また住宅等の建物が少ないことを一番の重要点として進めていることを優先にして絞り込みを行ってきております。

具体的に言いますと、まず7カ所につきましては、実際に学校として活用できる、今おっしゃる22ページをごらんいただきたいのですが、候補地④、⑤につきましては、評価項目をごらんのとおり、要は事業費について、そこまで重要度を優先的に絞り込みを行ったという考え方で調査報告をまとめてございますので、その④、⑤については最終的に3つに絞り込みを行って、その事業費を算出したという進め方です。そういうふうに報告書案をとりまとめております。

○教育委員会(新垣教育部長) 今、うちの宮城課長のほうで御説明がありましたが、ちょっとわかりづらいところがあったので私のほうで説明しますが、あくまでも業務調査に関しては事業費にとらわれない。事業費にとらわれてしまうと片方に傾いてしまうものですから、まずは事業費にとらわれないということで工事の選定表をつくってあります。

ただし、今後、私どものほうで諮問の原案をつくるにあたって、事業費も重要なファクターになるものですから、また今から御説明しますが、その諮問の中にこの3案について

は事業費の項目が入っております。ですから、皆様にお渡ししている調査報告の中には指標としてはありませんが、今から示す諮問の説明の中に事業費については★印で示しております。そういった表現をしておりますのでよろしくお願いいたします。

○玉城会長 E 委員、よろしいですか。

○ E 委員 はい。

○玉城会長 後でまた諮問の中で事業費についても話し合いができるかと思えます。

ほかに質疑、お気づきの点がございましたらどうぞ。

保護者の立場からいかがでしょうか。Aさん、何かございませんか。

○ A 委員 保護者からの心配は早くつくってほしいのが一番で、用地の買い取りがスムーズにいくのかどうか、ゴルフコースのほうが多分、第一希望だと思いますが、その土地の買い取りがうまくいくかが心配です。もしこれが長引くとほかのところも考えるというような、どれくらい長引くと方針を変えるというのは何かあるんですか。売買がうまくいかなかった場合、どこまで長引くとちょっと考えるというのは何か案がありますか。長引いてほしくないんですよ。その売買がうまくいかなかった場合はどうするのか。

○玉城会長 売買について、これが長引く場合はどういうふうになるのかということですね。その件について事務局のほうから。

○施設課(宮城課長) 今回の調査報告、また今回の審議会におきましては、教育委員会としましても解消が課題であると、早期に解消に向けて今、取り組んでいる状況です。今おっしゃる御質問で、地権者とうまくいなくてだとか、その期間というものについては、これから1つずつ踏まえて進めていくものという認識を持っていますので、これがうまくいく、いかない、地権者がいることですので、それはこの場でお答えは厳しい状況です。しかしながら、本審議会で答申が出ましたら、しかるべき手続を踏まえて、できる限り進めていきたいと思っています。

○玉城会長 よろしいでしょうか。

○ A 委員 はい。

○玉城会長 ほかにございませんか。

○ K 委員 本日の会議で諮問書というのがありますね。これについてはこれから諮問をしてというふうな本題に入るという形になるんですよ。

○玉城会長 そうですね。両方大事ですね。

○ K 委員 候補地の3件についてのものが既に出ているわけですから、前回の質問は

あるかと思いますが、早めに本日の会議に入って、その中身を詰めたほうがいいんじゃないかと思うのですが、早めに進行して中身に入りたいというのはいかがですか。

○玉城会長 どうでしょうか。今の K 委員の提案について、御質問等は早めに終了して、諮問についての説明をいただいて、それからお互いの確認とかいろいろ御質問なりを伺うということでもよろしいでしょうか。それを皆さんにお諮りしてからと思いますが、どうでしょうか。

(「賛成」と言う者あり)

○玉城会長 ありがとうございます。

それでは、会を進行してまいります。会次第 3. 諮問に対する説明ですが、事務局より御説明をお願いいたします。

3. 諮問提出及び説明

○施設課(宮城課長) ただいまの諮問につきまして、施設課、私のほうで御説明させていただきます。

本日はお手元に資料が配付されてございます。こちらの「候補地の選定について」という資料でございます。お手元の資料と、スクリーンではないですが、壁のほうにプロジェクターで映写してございます。こちらのほうにもこの資料にプラスアルファ、資料を付け足していますので、できましたらこちらのほうをごらんいただきながら、見えにくい箇所についてはお手元の資料で詳細を確認していただくというふうに進めてまいりたいと思います。それでは、説明させていただきます。

去った 8 月の第 1 回審議会では、当山小学校の過大規模解消に関する 2 件の基礎調査報告書の説明をいたしました。本日は、去った 9 月 6 日に開かれました教育委員会定例会におきまして、本審議会に諮問することの承認をいただきました候補地についてと、その選定理由について御説明申し上げます。本審議会について、皆様の御意見をお聞かせいただければと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

早速ですが、お配りしてあります候補地の選定についての資料に沿って進めてまいります。資料の 2 枚目ですが、先に結論から申し上げます。この後、説明いたします選定要件、基礎調査業務委託の評価結果を踏まえますと、当山小学校分離新設校の候補地選定につきましては、絞り込まれた 3 候補地の中でも候補地③が最も適当と判断されます。

理由について御説明をいたします。ごらんのように、こちらのグリーンのところ为学校敷地となっております。小学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり

ます。特に、本市が新制度として取り組んでいます認定こども園への移行、またこれまでの制度、放課後子ども教室、児童センター、学童等が学校施設を利用する、あるいはそれらに供する施設が学校敷地内に併設された学校を想定しますと、市内の3歳から11歳までの幼児・児童が朝の8時から夜の7時までを活動している時間帯としますと、ほとんどの時間を学校で過ごすこととなります。

これらのことを踏まえ、学校の立地場所としまして、真っ先に挙げられるのが、次の5つの要件が考えられます。

1つ目に、幼児・児童の安全が確保でき、災害の危険がない場所であること。

2つ目、体力差が混在する幼児・児童が安心、安全に過ごせるとともに、学習・生活のできる学校施設の配置が十分にとれる用地であること。

3つ目、地域の指定避難所等の防災拠点として、より機能する場所であること。学校は災害時の防災拠点としての機能が求められています。本市の防災計画についても学校を防災の拠点化として推進し、必要な措置を講じることとしております。その際、災害対策基本法施行令で定める指定緊急避難所及び指定避難所の基準に適合するよう留意するものとしております。また、先日の北海道地震でも多くの学校が避難場所、避難所となっております。

4つ目になりますが、地域コミュニティの拠点として、地域住民の相互の交流が図りやすく、地域住民が生活している場所から便利な位置にあること。また学校は地域にとって生涯にわたり学習、文化、スポーツなどの活動の場にもなっております。

5つ目ですが、コンセンサスが図られやすい場所であること。

以上が要件として考えられます。

続きまして、選定要件から相対評価をしたのがお手元の資料の3ページ、こちらはちょっと見づらいようですのでお手元の資料をごらんください。

評価は3候補地をお互いに比較して上・中・下、要は★印の3個を上、中は2個、下は1個、高い順から3つ、2つ、1つというふうに評価を行っております。時間の関係上、この中から抜粋して御説明いたします。

まず上のほうですね。安全で、災害の危険がないという項目の要件の中、通学路の防犯、環境面からの安全性につきましては、4行目ですね。住民の視線がある。お手元の資料6ページの航空写真からもおわかりのように、候補地③につきましては、周りが土地区画整理事業で整備された住宅街となっております。登下校等、住民の視線があることから、今

回、★印は3個としております。

対しまして候補地①につきましては、近隣にほとんど住宅がないことから★印1個、また②につきましては、やや住宅街に近いこともあって2個としております。

また、その5行目、幹線道路の横断がないにつきまして、通学区域の検討案において、こちらは1案となっておりますが、簡単に説明しますが、現在、候補地①と②については、あくまでも校区の1つの案です。左側になっています。候補地③については右側の校区の案となっています。新しく分離新設する場合の校区、今1つの案としてグリーンの斜線で引かれた場所です。これからしますと幹線、要は県道241号線を境に、左手の場合は候補地①、②の場合は、1つの案として、学校が入る校区という線引きでこういう計画も案として挙げられます。

対しまして、候補地③につきましては、県道を境界としまして右手ということで、このような観点から幹線道路の横断がないということで、候補地③は★印3つ、右手の①、②は1つずつという評価を行っております。

また飛ばしまして、今度はコンセンサスです。こちらにつきましてはアンケート調査を実施しております。上のほうです。地権者の理解についてのアンケートです。こちらはごらんとおり、まず見方ですが、表5.1の中で、地権者へ発送枚数が上の候補地①の62～107まで、その中で返送されたもの、これは宛名に訪ね当たりありませんということで返ってきたものが6、1、3と計10枚が返送されています。到達したのは返送を引いたものということで、下から2行目、回答数がこのようになっていて、回答率からしますと、候補地②と③が53%、2%、7%ということで、①と比べますと高い回答率となっております。

さらにその5.1、その下のほうですね。その回答率に対しまして、右の間3のほうです。こちら回答者に対する内容、反対がピンク、薄い水色が条件付きで賛成、グリーンが賛成ということで、表からしても候補地③が今のところ回答率と賛成率自体は②と③は同率となっております。

以下、選定評価に関する評価は表のとおりであります。このように選定要件の比較表の結果からしましても、候補地③が最も★印が多く、評価が高くなっております。

次に、お手元の資料の4ページになります。都市計画からの難易度につきまして、都市計画法は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域に区域区分をしております。候補地①と②は調整区域、候補地③につきましては市街化区域ということで分かれています。市街化区域とは、優先的かつ計画的に市街化を図

るべき区域で、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域となっております。候補地①と②は市街化調整区域、③は調整区域にあるということです。したがって、法の趣旨にも候補地③がかなっているということがいえます。

これまでの都市計画法は、学校等、公共公益施設の立地に対し、開発許可を不要としておりました。しかし、その結果、安い地価等を背景に、周辺の土地利用に関係なく、公共公益施設の郊外立地による都市機能の無秩序な拡散を招いてきました。今後については、人口減少、超高齢化社会を迎える中、都市機能な無秩序な拡散の抑制、既存ストックを有効活用しつつ、都市機能がコンパクトに集積した都市構造の実現が望ましいとのことから、その実現を図るため、学校や社会福祉施設、病院などの公共公益施設と大規模集客施設は、高齢者を含めた多くの人々にとって便利な場所に立地するよう、まちづくりの観点から法を改正しまして、学校など前述の公共公益施設であっても開発許可の対象としております。変更になったということです。

それらの法の改正趣旨のもと、市街化を抑制すべき市街化調整区域に都市施設である学校用地の大規模な開発許可を得るには、それ相当な理由が求められ、場所によってはこの開発を含む地域の市街化への編入が求められかねません。そうすると、その編入のための計画策定にも時間を要することが想定されます。

いずれにしましても市街化調整区域においては、ただ単に学校用地を求めればよいというのではなく、本市が標榜する「太陽とみどりあふれた国際性豊かな文化都市」との整合を図りながら用地の確保を図らなければならず、そのためにも本市のまちづくりからの視点が求められております。

続きまして、こちらは見えづらいかと思いますが、お手元の資料の5ページをごらんください。前回の基礎調査報告書その1の説明を申し上げた内容の一部の資料でございます。この表からもごらんになれますように、まず7つの評価項目から評価結果も候補地③が一番高い結果となっております。これらの評価結果を踏まえますと、候補地③が分離新設校の候補地として最も望ましいとの判断をした理由でございます。子どもたちの人材育成は極めて重要で、その人材育成の場となる新しい学校の用地選定につきましては、人材育成の基盤であり、要であることから、より慎重に選定していきたいものと考えております。

よりよい適地選定に資するため、委員各位の忌憚のない闊達な御意見をいただきたいと思っております。今後の御審議をよろしくお願いいたします。

○玉城会長 御説明ありがとうございます。

ただいま事務局より御説明がございましたが、本日の審議会においては、ただいまの諮問説明に対しての御不明な点や確認事項がございましたら、時間の許す限り質疑応答を行っていきたいと思いますが、その質疑応答に入る前に5分程度、休憩を入れてもよろしいでしょうか。引き続きやったほうがいいですか。どちらがよろしいですか。

5分程度、休憩を入れることにしたいと思います。では、5分後となると45分から始めましょうか。よろしく願いいたします。

(午後 3 時39分 休憩)

(午後 3 時50分 再開)

4. 諮問内容審議

○玉城会長 それでは、再開いたします。

今の教育部長の御説明、そして事務局の御説明がございましたが、その点について御不明な点や確認事項等がございましたら、どうぞ挙手をしていただきたいと思います。

K 委員。

○ K 委員 休憩中の教育部長のお話もありましたけれども、原案の3ページの比較表を見ると明白だなということは目に見えているわけですよ。その中のコンセンサスの部分で、真ん中、「他事業が絡む可能性が低い」は★印1つですよ。これは別にここを候補地としている事業はここにあるということですか。★印1つという根拠は何でしょうか。

○施設課(宮城課長) ただいまの諮問書の3ページのコンセンサスの中の他事業というところをお尋ねですか。

○ K 委員 はい。

○施設課(宮城課長) 学校建設におきましては、各法令を見ながら進めていく必要がございます。まず道路の整備、幅員が6 m以上の道路が必要だったりとか。

○ K 委員 関連事業ですか。

○施設課(宮城課長) そうです。関連事業、インフラ整備とか。

○ K 委員 この土地の事業ではなくて、関連の周囲の事業ということですか。

○施設課(宮城課長) そうですね。

○ K 委員 わかりました。

○玉城会長 ほかにございませんか。不明な点、確認事項等、質問事項ですね。

E 委員、お願いします。

○ E 委員 2点あるんですけど、まず1点目は、この候補地選定した土地の中に、幼

稚園、またはこども園を将来つくる予定があるのかないのかということです。

2点目は、5ページですが、各評価の隣に係数というのがあるんですけど、この係数はいわゆる重み付けのことなのか、そうであるならば、その係数の根拠はどこにあるのか。その2点をお願いいたします。

○施設課(宮城課長) ただいまの御質問にお答えいたします。

まず一番最初の御質疑ですが、本市におきましては、5年以内に全ての幼稚園を認定こども園に移行するという方針を掲げてございます。こちらについてはあくまでも既存にある幼稚園の移行ということで方針があるわけですし、今後、新たに学校を建設することにつきましては、教育委員会のほうから、今回の審議内容にもかかわってきますが、あくまでも小学校が今は過大ということで進めておまして、実際に認定こども園が必要、幼稚園が必要ということについては、まだ厳格にお答えできる状況ではないと、資料もそこを調査しているものではなくて、あくまでも学校が過大規模校で、その解消に向けた取り組みをしているということで進めております。

しかしながら、その面積の2haという基準については、これまでの実績を踏まえて、この実績と申しますのも学校内にこれまで幼稚園があつて、学校があるということで実績をたたき台として押さえていますので、その辺も進めていく上ではしっかり必要性についても検討するものになるのではないかと考えております。

○ J 委員 はっきり意味がわからない。要するにはっきり答えて、議会答弁みたいにやらないでほしいと思うんですが、要するに既存の小学校、あれと同じように認定こども園も、1ページにあるようなものは併設でつくる構想を持っていると、みんなそれを聞きたいんです。

○施設課(宮城課長) つくるという断言が正直いってできない状況なんですね。今回、あくまでも小学校で過大規模校が起きているということですので、それで小学校についての調査を進めておまして、それについて必要性を報告として上げてきているということで、例えば幼稚園におきましては幼稚園のニーズが当然、どういう形か調査をすれば恐らく出てくるかと思うんですけれども、それはまた基本的に切り離れた形で考えていただきたいと思っております。

○玉城会長 あくまでも今は小学校のことについてという。

ちょっと関連して。

○ K 委員 そのイメージが、要するに現状として幼稚園は学校敷地内にあつて幼小連

携という形でやっているわけですよ。そういう実績があるわけですよ。それを今、当山小学校に関しては校舎をつくるけど、幼稚園のあれは頭にありませんよというような考えだと少しおかしいんじゃないですか。

○ H 委員 審議できないです。

○施設課(宮城課長) おっしゃるように、これまでの実績からしますと学校に幼稚園があつて、幼稚園はセットでしょうというお話だと思ふんですけども、認定園に移行しているという近年の取り組み、また認定もいろんなあり方があるかと思ふんですね。

仮にいいますと、民設民営、公設民営、公設公営、いろんな手法がありますので、今後、資産を構える上でも、これからの計画も踏まえて十分検討していかないと、その方向性は決めることが厳しいのかなと思っております。

○玉城会長 検討事項ではあるわけですか。

○施設課(宮城課長) はい、そうなるとは思いますが。

○ E 委員 ですから、2haという用地の中につくる、つくらないはわからないけれども、将来的につくる可能性として、その2haの中に入っているということ。

○施設課(宮城課長) そのキャパも実績として残っていますので。

○ H 委員 選定要件の中にもちゃんと書かれているわけだから、それを外しては考えられないと思うけど、どうなのか。さっき5年以内という言葉も出てきたし、これも加味しながら審議するようにしたほうがいいのではないかな。

○ J 委員 そこら辺ははっきり、先ほど地権者云々という話がありましたけれども、教育委員会がしっかりとしたものを決めて、こういうものをつくりたいからお願いしますという話でいかないと、地権者は地域の人たち、みんな子や孫、変わる可能性があるから、ですからそこら辺をはっきりしてからいかないと、もちろん認定こども園とか学童もあるのとか、必ず聞かれていると思ふんですよ。ですから、教育委員会が方針をはっきり出したほうが地権者のためにもいい。

私は、議会も傍聴させてもらいましたけれども、議会でも財務企画部も、教育委員会の決定があれば庁議にかけると言っているわけですよ。ですから、教育委員会がスピード感をもって決めて、教育委員会の了解を得て庁議に上げる段取りをしてほしい。

もう1点、我々は分離新設を早期に実現する会のメンバーなんですけど、我々は3年前から地権者の役員会とも会っています。聞いたら、教育委員会はまだ地権者の役員会とも会っていないというふうに聞いています。ですから、そこら辺の我々が持っている情報、

あるいは思いと、教育委員会、地権者、ちょっと地権者からも、一度、市長のほうに、やるなら役員会は協力しますよという書類を出していますよね。

○**学校総務課(島尻課長)** 3月にですか。

○**J 委員** いや、その前にも出してあります。去年の段階で既に。ですから、そこら辺もあれば、今みたいにきちっと決めて、地権者に当たる段取りであれば、私は議会でも教育長に求められたら、スピーディーに早期に実現するという教育委員会の思いが大事じゃないのと、私も議会を聞きながらそう感じています。

○**玉城会長** いかがでしょうか。

○**施設課(宮城課長)** ただいまの御意見ですけれども、やはりそのためにも今回、本審議会におきまして、これだけ大きな計画、事業ですので、しっかり審議をいただきながら、また答申、その後の市の方針決定に進めていけるものかと考えております。

○**玉城会長** 今の御意見もまた今後の方針の中に加味しながらという希望をもってということで、よろしいでしょうか。

それでは、もう1点ありましたよね。認定こども園を抱える係数の問題です。

○**施設課(宮城課長)** 失礼しました。

2つ目の御質問についてですが、A3の横長の資料、業務調査報告書のその1の27ページをごらんください。こちらの係数が1と2ということで分かれていますというお話ですね。

その説明なんですけれども、次の28ページをごらんください。御質問にありましたように、27ページの係数2のところにつきましては、実際に評価項目の文字も赤表示で表記させていただいております。こちらにつきましては、学校用地を選定する上で重要という項目については2倍の評価をさせていただいたということでございます。

失礼しました。その下に赤字項目は重要項目のため、重要度係数2ということで記載させていただいております。

○**玉城会長** 選定要件の項目にも入っているものと一致しますね。

E 委員、よろしいですか。

○**E 委員** その重要度の根拠はどこにあるんですかという質問です。

○**施設課(宮城課長)** 考え方もあるんですけれども、まず土地の状況の4項目を1つ挙げますと、敷地形状を仮に2haある敷地が幾つかあった場合でも、そのまとなり、敷地の形状が学校施設の配置、またはその配置上、かなり重要視されるものになります。上から

4つ目の敷地形状、まとめ、こちらは外接円半径ということで表記させていただいていますが、その中で学校自体が、要はグラウンドがあって、校舎があって、体育館がある。さらには今おっしゃる幼稚園、プール等々の施設配置をする上では、言い方を変えるとちよっといびつな形であれば配置も厳しい状況と、単に2haあればそれが同じように評価されるものではないということでの物理的な配置上も視野に入れた上での評価項目ということで、この赤で表記させていただいた部分につきましては、学校建設においてはかなりのウエイトを占めているということで御理解を願いたいと思います。

○玉城会長 ありがとうございます。

では、教育部長からお願いします。

○教育委員会(新垣教育部長) 多分、E委員は根拠はあるのかないかを聞いていると思うのですが、はっきり言いますと根拠はございません。ただ、この赤文字で書かれているのは、最低限、これを守っていただかないと学校が建たないんですね。例えば法令上の問題もたくさんあるんですけども、農振用地の規制、これも農振地では無理です。ですが、区域の区分、用途なんかは当然、うちの審議会にかければ宅地つくれます。道路の接続の長さも義務です。6mないとだめなので。そういった最重要事項に関しては赤表示されて、2倍のポイントを上げようと、これはうちの委託を始める中で教育委員会内で協議して決めた係数でございまして、ではこれは何に基づいての係数かといわれますと、特に根拠はございません。

○玉城会長 そういうことですが、E委員、ほかに。

○ E 委員 全体の個数でもし見るのであれば、先ほど最初にお話ししましたが、事業費は、ちょっと言葉は見つからないんですが、縛りがあるのかないかとか、先ほどからお話が出ていますが、スピード感に関しては、例えば係数が2ですが、いや、スピード感は係数5じゃないとか、どれが最重要なのかによって個数が変わってくると思うんですね。なので今、個数だけ並べられて一番多いからこれねという、その前の段階のものがもっと委員の中で、いや、これは重要視すべきじゃないか。だからこれは係数を高くしなければいけないんじゃないかという話があってもいいのかなと思うのですが。

○玉城会長 いかがでしょうか。今のE委員の御意見に対して、ほかの委員から何かございませんか。

○ J 委員 私はこの案のとおりでいいと思う。今の案のとおりで非常に納得している立場です。

○玉城会長　ほかにいかがでしょうか。保護者のほうから C 委員、どうですか。

○ C 委員　自分のほうは当山小学校に直接かかわっている問題として、候補地③はほとんどの方がこちらにできたらいいねと言っているものに関して、この審議会も3番目の候補地を選んでくれているので、それに関してははっきりいってありがたいなことなので、反対にこれからいろんなものを見直して、やっぱり違うよねと、ここじゃないよねと言われると、ちょっと痛いのかなと、保護者としてはそういう形になります。

○玉城会長　ありがとうございます。

B 委員、いかがお考えでしょうか。

○ B 委員　この評価のほうでいいんですけど、気になるのは候補地③と言ったんですけど、この中のA、B、Cが審議項目ではないわけですか。この審議会においては、③というだけで終わりということですか。

○施設課(宮城課長)　はい、そのとおりです。御存じのとおり候補地③がゴルフ場ということで、現在使われているゴルフ場が候補地③として、審議会としては候補地として挙げております。

その理由、なぜ6.3haあるゴルフ場の中で、2haがこちらの審議の中ではないのかということなんですけども、先ほど説明しましたように、そのためには学校建設においては当然、インフラ整備をはじめ、また地権者の状況調査というものがいろいろ課題として出てきます。それらを解決するためには、教育委員会のみではなく、その市の関係部署も含めて見つけていくものと認識しています。ですので、教育委員会だけでは厳しいということで、今回はその中で、どこというものは審議の内容とはしておりません。

○ B 委員　わかりました。

○玉城会長　地域の自治会からも会長さんが代表で来られておりますが、少し御意見なり御質問なり、確認等がございましたら、どなたかお願いします。

○ H 委員　教育委員会では事業費は今は見てないということですよ。事業費に関しては後の話ですよ。

○施設課(宮城課長)　3候補地については、とりあえず調査報告では出しています。

○ H 委員　ですから、今、確かにスピードを考えると、どうなのかということではあるんですけど、これは教育委員会、担当部署の熱意でいろいろと調整してもらえれば可能なかなと思いますので、それと③の中のA、B、Cですか。それは今の説明で納得しますので、いいのかなと思います。

○玉城会長 ありがとうございます。

では、そのほかに御不明な点、確認事項がございましたらお願いしたいと思います。

○ I 委員 この候補地③の取得予定の面積は2haですか。

○施設課(宮城課長) はい。この2ha自体は実際、浦添市は11小学校ございます。少し余ってはいのですが、平均値を加味した2haを算出しております。こちらの表にもございますが、とりあえず各候補地、地形上のものもございまして、それも含めて2haよりも大きく全て拾われている形にはなっています。

○ I 委員 質問の趣旨は、ゴルフ場としては経営しているわけですよね。6.3haぐらい。

○施設課(宮城課長) そうです。

○ I 委員 それを事業者からすれば2ha切り売りする形になるわけですね。市としてはこの部分だけ買い上げる予定なのか、全体を買い上げて残りは事業計画はないと先ほど部長がおっしゃっていましたが、という方向性なのか、どちらなのでしょう。

○施設課(宮城課長) 今おっしゃるように、教育委員会が当山の過大規模校として必要な敷地自体は、あくまでも学校用地なんですね。今、審議会が言えること自体ですね。ですので、2haというお話を差し上げております。

それ以外の、実際に6.3haありまして、残りの4.3haについては、教育委員会の立場でどうこうというのは実際に示すことができなくて、これについてはいろんな調査なり、また市の横断的な検討を今後、また地権者といろいろ調査も含めて、これから諮っていくものかなと思っております。

○ I 委員 それで、これは議事録に載せなくても結構だと思いますが、官民連携を推進している民間の立場からすると、まずゴルフ場の経営が現在、良好な状態にあるのかどうかという情報は上げてほしいところですね。

もう1つ、可能であれば、これは多分、分割して土地を切った場合に、ゴルフ場としての経営は恐らく難しくなるはずですが。であるのであれば、かわりの事業性を隣の土地で何かをするという、いわゆる民活、民間を利用する官民連携の可能性はある。私はそう見ます。浦添はただでさえ土地がないので、こういうまとまった土地がもし確保できるのであれば、新しいまちづくりなり、都市計画なりができるのではないかと、ですから、そういった部署との連携はあったほうがいいんじゃないかと思えます。

○玉城会長 ありがとうございます。

この件につきまして、何か事務局からありますか。

○学校総務課(島尻課長) 学校総務課の島尻と申します。

委員のほうから御質問、御指摘等がありましたけれども、おっしゃっているように、学校をつくる。つくったからといってほかの土地は要らないというわけにはいきません。先ほど教育部長のほうからも休憩中にお話がありましたけれども、学校をつくるのであれば、そのほかの土地の事業計画ももちろんやらなければいけません。今は候補地のことだけのお話はしているんですけれども、実際に中身としては私どもも関係部署でこういうふうになると。

ただ、それですぐ動くかというのと、そうではないです。候補地もまだ決定もしていませんので。ただ、そういうふうになるのは認識しています。ただ2haだけを、うちは欲しいからくださいというわけには、どの事業者も納得しないというのは存じていますので、それも加味した上で考えて行っています。

その辺も私どももお答えしていますけれども、その辺も事業の遅れとか、そういったことにも全て関係してまいりますので、この審議会の中で、こういった質問等に答えていつて、その中で審議の内容として加味していただきたいというのがこの審議会でございます。

○玉城会長 ほかに確認事項なりございませんか。

○ K 委員 候補地③については、以前からこの辺がいいんじゃないかということは、誰もが頭にあることなんですよね。そうでないと過大規模、生徒数をこういう形で分けることができないと思うんです。

それについてなんですけど、この審議会で候補地③に決定しましたよということだけを諮問すればいいのか。候補地③の中身のいろいろな面まで議論をして、それを諮問と、回答をくっつけて上げていくのか。その辺はいかがですか。

○学校総務課(島尻課長) この審議会に関しては候補地の選定だと思います。候補地の選定が決まります。流れとしまして申し上げますけれども、まずこちらのほうで候補地の答申、今回は諮問ですので、本日は教育委員会として候補地③として諮問を投げかけています。それに対する答申として審議していただいて、その教育委員会の意見に対して、どういった答えが出るのか、これが答申です。その答申を受けまして、さらに教育委員会で協議します。協議した後に、また教育委員会の内部で、これは定例会等になるんですけれども、それで教育委員会の考えを決定いたします。私どもが出している候補地③がこの答

申でいただければ、また教育委員会を経まして、その後に市の庁議にかけます。市の考えとしてこれでよろしいですか。それで決定して初めて動きが出ます。そういう流れになっておりますので、この答申で決定ではございません。その後、教育委員会の決定を出します。

○玉城会長 できるだけ数多くの御質問なり、また御意見なりを出していただいて、それから答申をして、スピーディーに進めていくということですよ。

それでは、D 委員、ほかに何かございませんか。よろしいですか。

○ D 委員 (うなづく)

○ F 委員 人口推移比の表の関係で、37ページ、これはどこでつくられたのかなと思って、市がつくったんですか。

○施設課(宮城課長) 37ページの件ですよ。

○ F 委員 はい。人口推移比の関係ですね。

○施設課(宮城課長) その2の調査報告書の最初のほうに戻りますが。

○ F 委員 8ページぐらいにあるのかな、どこでつくられたのか。9ページの国勢調査でやるのかな。

○施設課(宮城課長) 国勢調査のデータを社人研といたしまして。

○ F 委員 いや、さっき何年か後には下がってきますよというお話だったものですか。

○事務局(比嘉) 教育委員会の比嘉です。

どこでつくられたかという質問だと思いますが、御承知のように、20年間の推計をしております。スタートは2017年の浦添市の住民基本台帳人口、それからコーホート要因法でやっておりますので、生残率とか特殊出生率もパラメーターを加味して推計しています。推計の方法は電算でやって、結果だけしか見せておりませんが、そういう計算でやっております。

○ F 委員 市のほうでつくられたということですね。

○事務局(比嘉) はい、委託してですね。調査業務の中で委託して、基本となるデータをこちらが提供しているということです。

○ F 委員 はい。

○玉城会長 よろしいですか。

ほかにございませんか。御意見でもいいですよ。

○ **E 委員** 用地③の取得に対して、地権者に対しての事前にアンケートがありましたけれども、そのアンケートの時点で、先ほどお話があった分筆ではなく、一括購入、つまり6.3ha全て購入した上でという話をアンケートの中でされているのか、それともこれからの話なのかということですね。

○ **施設課(宮城課長)** この分け方とかも踏まえてこれからです。今回はあくまでもゴルフ場用地ということで一体的に全ての地権者からのアンケートをとっています。ですので、最初はこちらのスクリーンでもありましたように、地権者の数かなりの数となっていて、あくまでもこの①、②、③の率についての比較を行ったと。表ではなくて、全体的な地権者を応分の賛成・反対、回収率、そういう率でもって比較を行っておりますので、候補地③については全体の地権者からのアンケートをいただいたということです。

○ **E 委員** 先ほどと同じで重なってしまうのですが、つまりというか、6.3ha全て、一応、購入するという前提で、それとも。

○ **I 委員** 今は何とも言えない。とりあえず場所を決めないとだめなので、先に進んだほうが。

○ **施設課(宮城課長)** しかもアンケート内容につきましても当山が過大規模校というのは御存じですかとか、また仮に分離新設が必要となった場合、賛成ですか、反対ですかとか、今は漠然とした形の全体的な意向調査ということで、当然に候補地③でどこということになれば、また新たな調査が必要になるのではないかと考えております。

○ **玉城会長** ほかにございませんか。あと少し時間がございしますが、忌憚のない御意見等をお願いしたいと思います。

○ **I 委員** 私は決めて進んだほうがいいと思います。

○ **H 委員** 早めに決めて。教育委員会、答申時期は30年度末をめどとするとありますよね。これはそれ以前でも可能だということですか。

○ **学校総務課(島尻課長)** 30年度末というのは、あくまでも最長延びた場合にそこまでには決めたいという感じです。審議会は審議の内容によって変わってきますので、それ以上になることもあれば、もしくは短くなることもあると私どもは考えております。以上です。

○ **H 委員** 例えばこの審議会は、今現在は候補地だけを選定すると、ということは皆さんの意見はもう決まっているわけですから、もう③だと。そして今現在、③でオッケーだよということになると、すぐ答申ができるということでもいいのか。

○学校総務課(島尻課長) 今の御質問なんですけれども、申しわけございません。私どもとしては、審議というのは今日やって今日の気持ちですぐ決めるものではないと思っています。今日、諮問を出して、今日出した諮問の資料等がございます。審議会を進める上で、私どもとしましては、じっくり審議していただいて、各子どももいらっしゃいます。お子さんも関係してきます。その中できちんとした審議をしていただきたいという、今日みたいな活発な意見等もどんどん行っていただきたいと思います。その上で答申を出していただきたいと思っています。以上でございます。

○玉城会長 何かございますか。

○ J 委員 今日諮問していただきまして、1ページの小学校の過大規模校ではあるんですけれども、ぜひこれからつくる学校には認定こども園、放課後子ども教室、児童センター、学童を含めて新しく新設する。そういったのがつくということも諮問の中にはありますので、ぜひやっていただきたい。小学校の候補地の選定かもしれませんが、前提としては、つくる前提で広さとか、これから決定する場合も、あるいは地権者、地域のアンケートの中にもぜひ全体的な計画を出して進めていただきたいなと思います。

○玉城会長 説得力のある地権者に対しても、そういうことを前提にというお考えですね。

ほかにもございませんか。事務局側としてはできるだけ皆さんの御意見をたくさん吸い上げて、その上でということのようですから、どうぞ些細なことでも構いませんのでお願いしたいと思います。

○ I 委員 事務局として、候補地③の中で①～③までありますけど、どちらを推奨されているのでしょうか。

○施設課(宮城課長) 繰り返しになりますが、学校の位置を決める条件としましては、教育委員会だけではなく、道路を整備したり、上下水道、今回は地区計画もそこに入っていますので、あらゆる所管部署との協議の中で、より適切な場所が示されていくものと考えておりますので、教育委員会だけで決められることではなくて、したがって、委員会でも、どこという想定も、正直いって、こちらのほうで申し上げることは厳しい状況です。

○ I 委員 この審議会で①～③もある程度決めていくということですか。

○施設課(宮城課長) 候補地③の話がされていますか。

○ I 委員 違います。候補地③の中でも、3つの配置があるじゃないですか。A、B、

Cなのかな。

○施設課(宮城課長) 話はちょっと戻りますけれども、今回はあくまでも候補地①、②、③のいずれかの絞り込みを審議会で答申をいただきたいと思っております。

○玉城会長 A、B、Cではないということですね。

○施設課(宮城課長) そうです。

○教育委員会(新垣教育部長) でも決定は諮問をした中で決定ですから、ただ今言う意見は、私どもは賜って意見としてつけますので、委員の方がAがいいんじゃないか、Bがいいんじゃないか、Dはこうこうだあだというのがあれば、それは意見としてつけたいと思います。A、B、C、確かにうちのほうでどちらがいいかというのは断定はしていません。

それから③に決まった時点で、今度は事業費のほうに入っていきますから、当然、事業費の安いほうに入ります。そうすると、おのずとどこだとなるんですけど、どうしてもゴルフ場を経営されているものですから、その箱自体をうちが取ってしまうと、ゴルフ場は経営できませんので、その辺も加味しながら場所は選んでいくと思いますね。

というのは、100人が100人、一遍に土地を売るわけではございませんので、そうすると、ある程度、ゴルフ場は経営しながら用地交渉は始まりますので、そういうことを考えると、Aなのか、Bなのか、Cなのか、その辺を踏まえて決定していくということですね。

○玉城会長 意見は出していいということですよ。

○教育委員会(新垣教育部長) はい。逆にどんどんお願いいたします。

○ E 委員 候補地①、②、③を見る限り、先ほどからお話がありますが、数値的にも③しかないという方向ではあると思うんですけども、やはり懸念されるのは、私がお先ほどからずっと話していますが、オリンピックの国立競技場のように、予算がものすごく膨れ上がるような、6.3haを買い取るときにいろんなことが、地権者はもちろん、たくさんお金が欲しいでしょうから、事業費もかかる。さらに交渉する期間も、先ほど7年という話でしたが、それが20年とかになる可能性だってないわけではないと思うんですね。そういうところも含めて③に決定するにしても、今、話がありましたけれども、意見というよりも①、②、③のうちのことというところまで出した上で、じゃどうするかという話をしたほうが良いと思うんですが。

○ K 委員 私は時間がかかっても③が良いと思います。要するに学校はこれから50年、100年たっていくわけです。ここから子どもたちがいなくなるという想定はまずこの地域で

はできないだろうと思うんですね。だから長い目を見た場合には、そこに学校があったほうが子どもたちのためにも環境のためにもずっといいんじゃないかなと。少々お金がかかろうが、ちょっと時間がかかろうが教育委員会に頑張っていただいて、そういう意味では、後々、学校は長く続くものですから、こういうものもしっかり考えて、子どもたちのこれからのことも考えて、候補地としてはその辺を考えてやっていくべきだろうなということで、私は前々からそうですが、③のほうがいいと思います。

○玉城会長 ありがとうございます。

同じような御意見等はございませんか。皆さん、うなづいておられますが、ほかによろしいですか。

本日はたくさんの御質問、またいろいろ御意見等を出していただきまして本当にありがとうございます。

委員の皆様には保護者関係団体の代表者もいらっしゃいますので、地域等に戻られて、また議論もしていただきまして、その上で次回、ぜひ御意見を賜りたいと思っております。また、公共施設のコンサルの立場から、基礎調査の報告書において、その立地や事業費等が出てございますが、その見地の内容から見て、またいただいて、次回の審議で御意見を賜りたいと思っております。

それでは、5分ばかり早いのですが、この辺でよろしいでしょうか。

5. 次回日程・その他確認

○玉城会長 それでは、次の日程の確認をさせていただきます。

次回につきましては、委員の日程の都合上、10月の開催が厳しいために、11月に開催したいと思います。

今回は11月7日・水曜日、15時から17時、本会議室にて第3回目を開催したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○玉城会長 ありがとうございます。

それでは、次回の開催は11月7日といたしますので、また御参加のほどよろしくお願いたします。

それでは、これで本日の審議を終了させていただきます。

以上をもちまして、平成30年度第2回浦添市立学校適正規模等審議会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

6. 閉会